平成２８年（フ）第１１０号
富山県高岡市野村150番地５、前住所富山県高岡市古定塚７番21号
債務者　向井由美子
1　決定年月日時　平成28年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月23日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２８年（フ）第１１２号
富山県高岡市江尻1256番地　丸寿荘１号、旧住所富山県高岡市東上関389　コミュニティハウスひとのま
債務者　荒川美穂子
1　決定年月日時　平成28年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月23日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２８年（フ）第３０６号
山梨県笛吹市石和町川中島442番地　堀内アパートＢ号
債務者　岩滝　貴子
1　決定年月日時　平成28年11月21日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月23日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第５４号
山梨県都留市朝日曽雌1820番地２
債務者　小俣　義雄
1　決定年月日時　平成28年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月23日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２８年（フ）第１６１６号
名古屋市北区西味鋺１丁目222番地　第２明和荘１号
債務者　伊藤　和明
1　決定年月日時　平成28年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第４２９号
兵庫県姫路市飾磨区阿成19番地
債務者　舩引　理加
1　決定年月日時　平成28年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月23日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第４３１号
兵庫県姫路市山田町西山田479番地２
債務者　稲積　浩一
1　決定年月日時　平成28年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月23日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第３０号
島根県鹿足郡吉賀町柿木村木部谷282番地、前住所島根県鹿足郡吉賀町抜月410番地
債務者　藤井　一恵
1　決定年月日時　平成28年11月24日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月23日まで
松江地方裁判所益田支部

平成２８年（フ）第３１号
島根県益田市久城町936番地５（313）、前住所島根県益田市中須町473番地１
債務者　原　　直樹
1　決定年月日時　平成28年11月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月23日まで
松江地方裁判所益田支部

平成２８年（フ）第７１０号
広島県廿日市市阿品台東３番３―103号
債務者　浅香　明子
1　決定年月日時　平成28年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月23日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第３７２号
鹿児島県鹿児島市樋之口町５番12―701号
債務者　折田　京子
1　決定年月日時　平成28年11月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月23日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第３２８号
沖縄県中頭郡西原町字我謝787番地の１　（マンション平良２―Ｆ）
債務者　砂川　力子
1　決定年月日時　平成28年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月23日まで
那覇地方裁判所民事第３部

破産手続廃止

平成２８年（フ）第１８３号
山梨県甲府市高畑１丁目23番１号
破産者　有限会社ブルージェム
1　決定年月日　平成28年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第３８４号
神奈川県座間市小松原１―11―29、商業登記簿上の本店所在地相模原市中央区宮下２丁目10番16―102号
破産者　有限会社石井製作所
1　決定年月日　平成28年11月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第３４０号
熊本県上益城郡益城町大字安永470番地１
破産者　有限会社三和
1　決定年月日　平成28年11月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第８５号
青森県北津軽郡鶴田町大字妙堂崎字米元144番地２
破産者　齋藤　常彦
1　決定年月日　平成28年11月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２８年（フ）第７６６号
東京都東久留米市滝山７丁目１番29号
破産者　牧野　千秋
1　決定年月日　平成28年11月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部